

防災対策条例調査特別委員会

(平成29年6月27日)

○ 小林博次委員長

皆さんおはようございます。

それでは、ただいまから第3回防災対策条例調査特別委員会を始めさせていただきます。

きょう紙資料が議会事務局と書いてあるのと、それから危機管理監と書いたのをお手元に配付してありますので、よろしく。

それでは、まず、防災に係る法体系、これについて概要と防災対策基本法、地域防災計画、三重県防災対策推進条例、石油コンビナート等災害防止法、三重県石油コンビナート等防災計画等について事務局から説明をさせます。

○ 一海議会事務局主幹

議会事務局の一海でございます。

それでは、資料のほう、会議用システムのフォルダ、14特別委員会、01防災対策条例調査特別委員会の03、平成29年6月27日でございます02議会事務局をお開きください。

委員長から先ほどおっしゃっていただきましたように紙のほうも条文がたくさんございますので、ご用意してございます。

私のほうからはタブレット113分の3、A4横の資料になりますけれども、防災に係る法体系の概要といたしまして、現在の本市におけます防災に関する事務処理を行うに当たり、適用する主な法やその法に基づく計画、条例の大きな枠組みにつきまして概略をご説明させていただきます。その詳細な中身につきましては、その後、担当部局様よりご説明をいただきたいと思っております。

資料左上、大きく法律と書いてございますが、まず災害対策基本法、こちらがございません。これは、昭和34年の伊勢湾台風を契機として昭和36年に制定された災害対策関係法令の一般法でございます。

この法律の目的は、災害から国民の生命や身体、財産を保護するために、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図ることを目的としており、その適用対象は、国土、国民の全体を広く対象とした、先ほど申し上げました一般法でございます。ですので、本市におきましても、この法に定める市町村としての義務規定でありますとか、努力義務規定、何々することができるのと条文で書かれているような権限の規定に基づきまして事務処理を

行っていくということになります。

また、災害対策基本法の規定に基づいて、国レベルでは、矢印下になりすけれども、防災基本計画、都道府県レベルでは、都道府県地域防災計画を作成することとなっておりますが、これらの計画の内容に抵触しない中で災害対策基本法第42条におきましては、市町村が市町村地域防災計画を作成することが義務づけられており、本市も四日市市地域防災計画の中で本市が処理すべき事務を定め、それに基づいた防災行政を進めているということです。

次に、法律の大きな括弧内の右側、石油コンビナート等災害防止法、一般的に石災法と呼ばれるものでございます。この石災法は、一般法であります災害対策基本法に対し、法の目的や適用の範囲が石油コンビナート等特別防災区域の災害に限定されておりますので、災害対策基本法の特別法という形の位置づけとなっております。

この石災法では、第27条において、特別防災区域が所在する都道府県レベルにおいて、石油コンビナート等防災計画の作成が義務づけられておりますが、市町村が作成する規定とはなってございません。県の作成義務ということでございます。本市においては、現在、三重県石油コンビナート等防災計画、そこに記載されております関係市町村として処理すべきと定める事務の内容に基づきまして、コンビナート地域における防災事務を行っております。

最後に、一番右側の条例でございますが、三重県には、この後危機管理室よりご説明いただきますが、三重県防災対策推進条例が制定されておまして、この県条例の規定に基づきまして本市は県内市町村として努力義務規定に基づいた事務処理、あるいは、三重県との連携により事務を実施することが条例に規定されております。

本市におきまして、仮称四日市市防災対策条例を検討していくに当たりましては、これらの法体系の枠組みの中で、法やそれに基づいた計画、県条例との整合を図りながら進めていくということとなります。

事務局からは以上でございます。

○ 小林博次委員長

ありがとうございます。

それでは順番に資料の説明をしていただきたいと思います。

○ 蒔田危機管理室長

おはようございます。危機管理室長の蒔田でございます。

私のほうからは、先ほど委員長からもございました災害対策基本法と地域防災計画、三重県防災対策推進条例につきまして、その概要をご説明申し上げます。

タブレットのほうにつきましては、先ほどの議会事務局さんの一つ下、03の危機管理監をお開けいただきたいと思います。ちょうどタブレット上では82ページございますので、要点を絞り込みながらご案内をさせていただきたいと思います。

それでは、タブレット上でいきますと82分の3になります、3ページ目をお開けいただきたいと思います。

災害対策基本法の概要というページがございます。こちらのほうでは、災害対策の法律の一応その概要ということで、要点をかなり絞り込んでまとめてございます。

1番、防災に関する責務の明確化ということで、そちらはちょうど条文的には第5条になりますけれども、第5条の中に市町村の責務ということが示されております。

続いて2番目、防災に関する組織ということで、防災に関する組織につきまして市町村では地方の防災会議というものを設置することになっておりまして、このあたりにつきましては、第16条に記載がございます。

それと3番、防災計画ということで、防災計画につきましては、ちょうど第42条になります。ちょっと第42条をお読みさせていただきます。

市町村長に当該市町村の地域に係る地域防災計画を作成し及びその実施の推進のほか、市町村長の諮問に応じて当該市町村の地域に係る防災に関する重要事項を審議するため、市町村防災会議を置くということで、当市においても設置をされております。

続いて4番目になります。

4番目につきましては、災害対策の推進ということで、どちらかというとなり具体的な災害に対する対策を列記してございます。こちらにございます災害の予防面であるとか、災害が起きたときの応急対策、災害の復旧というそれぞれの段階ごとでその役割等が規定をされています。

特に、私ども市町村長に権限として与えられている、責務として与えられるものにつきましては、避難の指示であるとか、警戒区域の設定、あと、警報の伝達、避難、応急措置といろいろございます。特に、市町村につきましては、その防災対策の一次的な責務を負うというふうなことも、先ほどお示しをさせていただきました第5条の責務の明確化の中

でもうたわれております。

続いて、少し飛びますけれども、次はタブレットで82分の46のほうをお開けいただきたいと思います。

82分の46につきましては、三重県の防災対策推進条例という紙面が見えてくると思いますが。

ちょうど三重県では、平成21年3月に防災対策推進条例を施行いたしました。実は、その前段になるものとしては、三重県では地震対策推進条例が平成16年4月に施行されておりまして、それを踏まえながらということで改正というか、つくられたという条例になります。

特に、46ページのほうにもございますけれども、基本理念となるところがちょうどイラストで自助、共助、公助のイラストがございまして、ちょうどその真ん中あたりにみんなで力を合わせて災害に強い地域づくりをとというのが基本理念となっております。

次のページへ入っていただきたいと思います。タブレットでいきますと82分の47になります。紙では45ページとなります。

ちょうど私が申し上げました改正という言葉が、ちょっと私考えませんでしたけれども、それを踏まえてということで、以前ですと地震だけをターゲットにしておりましてけれども、1番でいきますと、風水害を含む自然災害全般への対応ということで、地震のみならずということで今回は幅広く対応されているものでございます。

2番につきましては、そのいろいろ責務であるとか、役割を明確化、また連携することが非常に重要ですよということで、それぞれ記載がございまして。

3番につきましては、自助と共助の重要性を継承していこうと、これ、私先ほど申し上げました基本理念としての表記をしながら、次世代へ送っていこうという、そのような思いがございまして。

それと次、飛んで5番になりますけれども、三重県ではみえ風水害対策の日、これは伊勢湾台風の9月26日、それとみえ地震対策の日、12月7日ということで、これ昭和東南海地震の発生した日でございます。それぞれその日を制定して啓発を進められているということでございます。

続いて、また少し飛ばさせていただきます。タブレットでいきますと82分の66になります。紙では64ページになります。

ちょうどここからは、私どもで作成をしております地域防災計画のあらましということ

でご案内をさせていただきます。

地域防災計画の目的ということでご説明を申し上げたいと思います。

この計画につきましては、市及び防災関係機関が処理すべき事務または業務の大綱を定め、必要な体制を確立し、責任の所在を明確にします。また、市民、事業所がとるべき役割を明確にし、総合的かつ計画的な防災・減災の活動の実施及び推進を図り、市民の生命、身体、財産を災害から保護するとともに、災害による被害を軽減し、もって市民の安全と公共の福祉を確保することを目的といたしております。

この計画の位置づけ、第2節となります。

四日市市議会の議決を経て、災害対策基本法第42条の規定に基づいて四日市市防災会議が定めるものでございます。

3、この計画の構成ですけれども、ちょうど3行目あたりに構成はというところがございますので、そこだけをお読みさせていただきます。

構成につきましては、もう既に私説明させていただいておりますけど、総則のところと、災害予防に関する部分、災害応急対策に関する部分、それと災害復旧・復興に関する部分の合計4編で構成をされております。

以上のほうで地域防災計画までの資料の説明とさせていただきます。

以上でございます。

○ 小林博次委員長

続いて消防本部から。

○ 青木予防保安課長

おはようございます。予防保安課長の青木でございます。

タブレットの資料のほう、一つ戻っていただきまして、04消防本部をお開きください。

一つはねていただきますと、資料、石油コンビナート等災害防止法の概要ということで、(1)から(3)の資料に基づいて説明を申し上げます。

まず、石油コンビナート等災害防止法の概要(1)石油コンビナート等の防災対策ということで説明を申し上げます。

石油コンビナートなど大量の石油、高圧ガスが取り扱われている区域は、石油コンビナート等災害防止法により、都道府県、市町村、特定事業者が相互に協力、連携する総合的

な防災体制が確立されているということで、まず、特別防災区域、石災法の第2条ですけれども、四日市は四日市臨海地区ということで、大量の石油、高圧ガスが取り扱われている区域が指定されております。全国では、32都道府県、83区域が指定されております。

その特別防災区域にある事業所、いわゆる特定事業所ですけれども、これは、取り扱う石油、ガスの量によって区分されております。まず、第1種事業所ということで、これは大量の石油または高圧ガスを取り扱う事業所が第1種事業所となります。それ以外に第2種事業所ということで、一定量以上の石油または高圧ガス等を取り扱う事業所ということで、1種と2種に区分されております。

また、第1種事業所につきまして、石油と高圧ガスを取り扱う事業所につきましては、さらにレイアウト事業所というふうなことでござっております。

こういった特定事業所につきましては、消防法であるとか、高圧ガス保安法といった規制義務のほかに、石油コンビナート等災害防止法の規制義務が課せられることとなります。

次に、総合的な防災体制ということで、石油コンビナート等災害防止法第27条に基づきまして、石油コンビナート等防災本部というものが設置されております。この防災本部の本部長は三重県知事ということで、三重県知事を本部長として本部員が特定地方行政機関の長、それから市町村長、それから消防機関の長、それから特定事業所の代表者ということで構成されております。

それと、石油コンビナート等災害防止法第31条に基づきまして、防災対策に関する三重県石油コンビナート等防災計画を作成することが義務づけられております。

これにつきましては、議会事務局からも説明がありましたように、三重県が策定することになっております。主な内容につきましては、括弧書きの石油コンビナート等防災計画の内容となっております。

特別防災区域に係る災害の防止に関し、防災関係機関等の実施すべき防災業務とその責任を明確にして、災害の予防対策であるとか、応急措置等の必要な事務等の基本計画が定められております。

続きまして、資料、次のページ(2)ですけれども、特別防災区域内の特定事業者の義務ということで説明させていただきます。

特定事業者は、特定事業所における災害の発生及び拡大の防止に関し万全の措置を講じるとともに、特別防災区域内の災害の拡大の防止に関し他の事業者と協力し、相互に一体となって必要な措置を講ずる責務を有するということで、下の左側になりますけれども、

特定事業者の義務ということで、これは特定事業所ごとに行うものでございますけれども、まず、石災法第16条により自衛防災組織を設置することとなっております。自衛防災組織を設置して、必要な業務を実施するというので、下の四角の枠の中ですけれども、自衛防災組織の統括を行う防災管理者を選任する、それから、防災業務に関する事項ということで、防災規程の策定、それから、事業所に配備する防災資機材に必要な人数、いわゆる防災要員ですけれども、これの配置、それから、取り扱う石油の種類、量に応じて化学車等の配備、防災資機材の配備ということで定められております。

四角の右のほうを一度見てください。特定防災施設等の設置ということで、石災法第15条になります。これは、災害の拡大防止のために設置するもので、流出油等防止堤、これは、屋外タンクは防油堤の中に設置されるんですけれども、さらにその防油堤を囲む形で流出油等防止堤というものが必要になってきます。これは容量が1万kg以上の大きなタンクの場合に必要なってまいります。それと、消火用屋外給水施設ということで、これは施設の通路に消防車が水をとるための設備でございます。それと、非常通報設備ということで、これは災害があったときに通報していただく優先電話であったり、四日市の場合はMCA無線ということで整備させていただいております。

それと、石災法第23条では、異常現象があった場合の通報義務がございます。

それと、石災法第24条で、災害時の応急措置ということで定められております。

その右側を見ていただきますと、レイアウト規制ということで、下にも図がございますけれども、用途に応じた施設を配置するとか、面積の制限を受ける、例えば事務管理、製造、貯蔵というふうに施設に応じた配置、それと周囲に通路を設けるといったレイアウトの規制がございます。

さらに、自衛防災組織のほかに共同防災組織であるとか広域共同防災組織ということで、広域共同防災組織につきましては、大容量泡放射砲ということで、全国を12地区に指定して、四日市の場合は中京地区広域共同防災組織ということで楠町に配備されております。

次の資料を見てください。

(3)ですけれども、これが防災対策のイメージということで、災害が起きたときのイメージですけれども、真ん中に貯蔵施設地区ということで、屋外タンクの発災を想定したイメージですけれども、上に先ほど説明させていただきました大容量泡放射システム、それから左側には自衛防災組織の化学消防車、さらには、これ、海上に油等が漏えいした場合には自衛防災組織に備えられているオイルフェンスを活用したりするというようなイメ

ージ図でございます。

簡単ですが、説明については終わらせていただきます。

○ 小林博次委員長

ありがとうございます。

とりあえずここで区切らせていただいて、質疑があればお受けしたいと思います。最初に、事務局から法体系の概要が説明されて、それから、危機管理室から災害対策基本法、四日市市地域防災計画、三重県防災対策推進条例、これらを説明をいただきました。それから、消防本部から石油コンビナート等災害防止法、三重県石油コンビナート等防災計画、これらについて説明をいただきました。質疑があればお受けしたいと思います。これらについてはずっと議論をしていくことになるかと思うので、その時々に触れてまた質問していただいてもいいかと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。特に疑問点とかあれば。

(なし)

○ 小林博次委員長

また、審議をしていく過程でいろいろ議論していただきたいと思っておりますので、とりあえず質疑はないということで、次へ進めさせていただきます。

それでは、2番目の項に移りたいと思っておりますが、ほかの自治体の防災対策関係条例、これについて岡崎市だとか、いろいろ事例がございますから、これは事務局から説明をさせます。

○ 一海議会事務局主幹

事項書の2番目、他自治体の防災対策関係条例について、事例研究のご説明をさせていただきます。

まず、一つ目の点ですけれども、議員提案による条例ということで、まずこちらの岡崎市のほうのご説明、その後、政策条例の事例研究ということで、その他の自治体の条文等についてご説明させていただきます。

タブレットのほうは、もう一度お戻りいただきまして、02議会事務局の113分の4をお

開きください。あわせまして、紙資料もございますもので、条文と併用して見ていただくことも、よろしければそういう形でご覧いただけましたらと存じます。

まず、タブレット113分の4であります。岡崎市防災基本条例についての概要、1ページでございます。

近隣県で人口規模も38万人と比較的近く、議員提案によって制定された先行事例ということでこちらの事例を掲載させていただきました。

一番上の制定を目指した背景であります。岡崎市では平成12年の東海豪雨また平成20年8月の豪雨で市民の生活や財産が奪われるなど、多くの床上浸水ですとか、死者が出て大きな被害がもたらされたということでございます。

また、制定検討の過程におきまして、東日本大震災が発生し、南海トラフ地震の規模や震度の見直しがあり、想定よりもさらなる被害の拡大が懸念されたという背景がございました。

その次、制定までの経緯についてであります。平成22年11月の臨時会において防災基本条例設置特別委員会、これが設置されまして、実質平成23年1月から調査研究が行われております。

前半は、調査研究を中心に協議を重ねられながら行政視察を実施したり、条例制定の意義等について専門家からの意見聴取などを行い、条例の素案をつくり上げていきまして、平成24年4月にはこの素案をもとにした市民意見聴取会を市民センター等で開催し、市民意見を条例案に反映させた上で平成24年5月からパブリックコメントを実施、そして、最終的に平成24年9月の定例会最終日に発議案を上程し、全会一致で可決されたということで特別委員会の設置から上程まで約2年近くを要したとのことでございます。

その下でございますが、制定の目的につきましては、ご覧のとおりであります。その趣旨が条例の中に盛り込まれております。議員提案ということで、市民、事業者、市とあわせて議会の責務を明確にすることも目的としております。

次に、条例の構成についてであります。

その下の括弧書きでございます。この後もその他の自治体についても条文をご覧いただきたいと存じますが、多くの自治体の条例の基本的な条文の構成は、この岡崎市のような形となっております。岡崎市では、まず前文がありまして、その前文の中では歴史的背景、一体となって立ち向かう決意でありますとか、条例の制定が必要な理由などが主に書かれております。この前文の後には大きく条文の構成として総則、予防対策、応急復旧対

策、その他復興対策とかが定められております。

総則では、第1条に目的、第2条には条例の基本理念が示されております。基本理念では、社会の多様な主体が協働して被害の軽減に向けた災害対策の仕組みを構築でありますとか、自助を基本として全ての市民、事業者、市、議会が能力を生かし、責務を果たし、協働し、それぞれの主体が継続的な災害対策の充実強化に努めるということでございます。

その下、第3条には、地域防災計画にこの基本理念が反映されることを明記しつつ、第4条から第7条まではそれぞれの先ほどの4者の責務が規定されております。

第8条から第17条までは予防対策の規定でありまして、情報収集及び提供、自主防災組織の推進、災害時要支援者への配慮、防災に関する教育など、こちらの記載のとおり項目がございます。

また、その後第18条から第22条までは応急復旧対策の規定でございます。これも項目に応じてそれぞれの具体的な行うべき内容ですとか、具体的な内容を規定しております。応急復旧措置でありますとか、避難対策、緊急輸送の確保等でございます。

そのほか、第23条には復興対策、第24条は他の被災地支援に関する規定となっております。

一番下の主な内容でございますが、ピックアップさせていただきました。一番上ですけれども、自然現象の観測を実施し、防災に必要な情報収集とその伝達方法の確保に努める、これが第8条でございます。そのほか、市民や事業者と連携した防災訓練を積極的、計画的に行わなければならないという義務規定、第12条。その下でございますが、浸水の防止対策、雨水の流出抑制施設の設置に努める、これは先ほどの歴史的な背景などもあってこういう規定が盛り込まれておるのかと思います。

そのほか、被災者に必要な支援の物資や飲料水の供給のための対策を講じなければならないということで第19条、これが定められております。

それでは、次のページ、113分の5をご覧ください。

こちらでございますけれども、これが実際の条文でございます。一番上にこの目次、構成があります。その下に、ほとんどの自治体で多くがこういう前文をつくって記載されております。岡崎市もこのような形でございます。その下から総則が始まりまして、総則がこの3ページから5ページまで、5ページには第7条、先ほど申し上げました、これ、議員提案条例の中で議会の責務ということの規定しておりまして、例えば、議会は、市域並びに市民の生活、身体及び財産を災害から保護するため、防災及び減災に関する調査及

び研究を行い、市の災害対策への助言及び提言を行わなければならないとか、その下の防災対策の執行の監視及び評価に努めなければならないなど、4項目を定めてございます。

その下には、先ほど申し上げました第8条の情報の収集及び提供ということで、例えば、一番最初ですけれども、第8条、市は、地震、豪雨等の自然現象の観測を実施し、防災のために必要な情報の収集及びその伝達方法の確保に努めなければならないというような、このような規定となっております。

その次のページから113分の9までがその予防規定でございます。第13条、第14条には雨水の流出抑制でありますとか、浸水の防止の規定が定められております。

113分の9ページからは第3章応急復旧対策ということで、例えば、一番下でございますけれども、避難対策ということで、第19条、市は、食料、毛布、その他の被災した市民の生活に必要な物資の確保及び飲料水の供給のために必要な対策を講じなければならないと、このような規定が設けられております。

113分の10は、緊急輸送路の確保等々の規定でございます。

岡崎市の事例につきましての説明は以上でございます。

○ 小林博次委員長

続いて、政策条例、事例研究、これについて説明ください。

○ 一海議会事務局主幹

それでは、引き続きまして、タブレットでございますが、113分の12、こちらをお開きください。

こちらには、全国の主な石油コンビナート地域における条例の整備状況についてということで一覧でお示しさせていただいております。

こちらは議員政策研究会の防災対策分科会において、報告書にあった資料でございますが、こちらにおつけさせていただきました。

石油コンビナートを有する主な自治体のうち、防災対策関係条例を制定している自治体はご覧のとおりでございます。都道府県としましては、千葉県、神奈川県、三重県、岡山県、広島県、大分県の6県、政令市で、川崎市の1市、中核市で倉敷市が1市という状況でございます。

資料には記載がございませんが、議員提案による条例は倉敷市と大分県の条例でござい

ます。三重県については条例は制定されておりますが、コンビナート防災に関する対策等の具体的な規定は、現在の条文にはないという状況でございます。

それでは、引き続きまして、タブレット、次のページ、113分の13をご覧ください。

こちらには、先ほどの石油コンビナート地域の特色を踏まえた参考事例についてということで、二つの自治体の条例の事例を挙げてございます。

上からですけれども、（１）千葉県防災基本条例でございます。

条例のほうは紙資料でいいますと17ページから記載がございますので、お手元のほう、参考までにご覧いただければと思います。

説明のほうタブレットのほうでさせていただきます。

まず、一番上から、防災訓練の実施等ということで、日本有数の石油コンビナート地域を有する千葉県では、石油コンビナートや危険物がその特性上重大な被害を生じさせる原因となる可能性が高く、法律に基づいて実施されるハード対策だけではなく、防災訓練等のソフト対策も重要との考えのもと、石油コンビナート特定事業者等は、防災訓練等を行うに当たっては、災害発生時に人の生命、身体に危害を及ぼすおそれのあるものの特性に特に注意するということを定めてございます。

あと、その下、これも同じく千葉県の条例、第19条、石油コンビナートの防災対策という項目の中で、災害発生時において、爆発などの重大な被害を生じさせる原因となる可能性が高い石油コンビナートの防災対策が特に求められているとの考えのもと、石油コンビナートの特定事業者は、石油コンビナート等災害防止法などの関係法令に基づく施設の防災対策を行うとともに、さらなる防災対策の推進に努めるということ定めてございます。

その下、今度は（２）神奈川県地震災害対策推進条例でございます。

条例のほうは、紙資料でいいますと23ページから掲載させていただいております。

こちらの神奈川県のほうですけれども、基本理念というところ、第3条第3項になりますけれども、神奈川県の特徴の一つであります石油化学コンビナートの立地等の社会的条件を考慮して、地震対策が実施されることを定めております。

石油コンビナートに関する参考事例については以上でございます。

それでは、タブレット、引き続き次のページ113分の14をお開きいただけますでしょうか。

ここからは、七つの方策、市長へ提言した内容に基づいて、その整理のもとに関連する他自治体の条文を参考として上げさせていただきました。

調査研究事項に関する参考事例についてということで、一番上、提言1、七つの方策のうちの一つで、避難所の情報がいつでもどこでも分かる広報ツールの作成、これに係るような条文といたしまして、一つは（1）大津市災害等対策基本条例、こちらは議員提案条例でございます。紙資料のほうは27ページから掲載させていただいております。

項目としては、情報の収集、提供等ということで、第13条第2項になりますけれども、大津市は、南北に長い市域や山間部などの地域性を踏まえて、全ての地域において確実かつ迅速な情報伝達の確保ができるよう、総合的な情報伝達システムの構築に努めるということ条で定めてございます。

その下、今度は和歌山市みんなでとりくむ災害対策基本条例、こちらの第22条でございます。こちら議員提案条例ということで、紙資料としては35ページから掲載させていただいております。

こちらの情報収集及び伝達ということで、平時より、災害対策に必要な体制の整備を図るため、地震、津波情報や気象情報の収集、予想される災害に関する調査研究を行うこととしており、それらの情報の伝達方法の一つとして、国等の最新の災害予測情報に基づいたハザードマップ等を作成して、広報啓発に努めるということ条で定めてございます。

それでは、次のページ、タブレット113分の15をお開きください。

こちらは提言の二つ目としてありました、津波到達ラインを示す標識の設置に関するものでございます。

一番上、（1）神奈川県地震災害対策推進条例でございます。紙資料のほう23ページからでございます。

こちら、津波対策の実施という第15条第1項の規定の中では、東日本大震災の経験を踏まえ、特に沿岸地域での津波発生時の避難が的確かつ迅速に行うことができるよう、施設面の整備はもとより、防災無線や海拔表示看板、津波情報看板の整備など、多様な情報提供の手段を確保し、普及させるということ条を具体的に定めてございます。

その下、（2）高知県南海トラフ地震による災害に強い地域社会づくり条例ということで、紙資料41ページから掲載でございます。

項目としては、津波からの避難に関する情報を入手することができる環境の整備ということで、第17条に記載がございまして。

第1項では、津波からの避難に関する情報を容易に入手する環境を整備することを定め、第2項では、その情報を伝えるために整備する標識等の設置を具体的に示してお

ります。その下の点線の括弧の中にありますように、例えばですけれども、（１）津波の危険性を知らせるための情報として、津波浸水予想区域に示す標識、津波の碑等の津波への注意を喚起するものでありますとか、避難場所を知らせるための情報として、津波避難場所の標識、津波避難場所に誘導する標識等、津波の発生を知らせるための情報として、緊急情報の放送施設、道路情報提供装置等、具体的にこの辺が条文に記載されておるといふ特徴でございます。

同じページのその下でございます。提言の五つ目にありました住宅耐震化対策の未実施世帯への戸別啓発、これに関するものとしたしまして、一つは、（１）横浜市震災対策条例、紙資料のほう57ページから掲載でございます。

既存建築物の安全性の向上という第24条第2項の中に、市は、既存建築物の所有者が耐震診断を受け、耐震改修を行うように制度の普及、啓発に努めることを義務づけております。

次のページ、タブレット113分の16をご覧ください。

引き続き、住宅耐震化対策に係る部分で、（２）千葉県防災基本条例、こちらについては、耐震対策及び液状化対策に関する情報提供ということで、第27条に規定がございます。近年の大地震において、住宅の倒壊や液状化現象が発生し、大きな被害をもたらすことから、建築物の所有者はもとよりこれから建築しようとする県民等に耐震対策や液状化対策に係る正確で的確な情報を無料相談会やホームページ等で提供することを想定し、定めておるといふ規定でございます。

引き続きその下、（３）高知県の先ほどの南海トラフに関する条例でございます。

既存建築物の耐震化の推進ということで、第9条第4項には、既存建築物の耐震化の実態を詳細に把握することで、より効果的な耐震対策の推進につなげるとともに、相談体制の整備などの各種の支援に努めることを定めております。

実態把握というところは特徴的な部分かなと思います。

あと、その下、（４）ですけれども、金沢市における災害に強い都市整備の推進に関する条例、こちらは紙資料で65ページから資料のほうつけさせていただいております。

その中で、第7条、一般建築物の安全の確保ということで、住宅などの一般建築物の所有者や管理者に対し、市が必要かつ適切な助言、指導を行うとともに、特に必要があると認めるときは、技術的な援助ができることを定めてございます。

では、タブレットを1枚めくっていただきまして、113分の17をご覧ください。

一番上、提言の六つ目にございました小型無人機ドローンを活用した被災状況の把握ということで、秋田市災害対策基本条例、これは70ページから紙資料で掲載させていただいております。

この第24条に、防災に関する協定ということで、災害時に、迅速かつ円滑に業務が遂行できるよう、あらかじめ他の地方公共団体や事業者等と防災に係る協定を結ぶことを定めています。

秋田市につきましては、実際、平成29年3月に災害時等における無人航空機による協力に関する協定がこの条例に基づいて締結されたということをございます。

その下、提言の七つ目にございます、支援物資を速やかに配送するための実行計画の策定、これに関する部分で、一つ目が大津市災害等対策基本条例、こちらの第20条第1項に緊急輸送の確保という項目の中で、被災後の応急対策を的確に行うための緊急輸送の確保に向けて、車両等の調達に関し、対策を行うとともに、国や県、関係団体との調整に努めることが規定されております。

(2) でもう一つですけれども、東京都板橋区防災基本条例、こちら紙資料で75ページから掲載をさせていただいております。

この条例の第18条の中で、区の備蓄及び調達ということで、東日本大震災の経験を踏まえて、物資の備蓄、調達の推進、災害時における物資の輸送及び管理に関する体制の整備を区の義務とすることを定めてございます。

タブレット、1枚おめくりいただきまして、113分の18をご覧ください。

(3) 和歌山市の先ほどの条例でございますけれども、第20条第1項にボランティア活動への支援ということで、災害の発生後、ボランティア活動の拠点を早期に確保し、その活動が円滑に行われるような支援や連絡調整を行う体制づくりに努めることを義務づけた規定となっております。

一番その下、その他といたしまして、(1) 東京都板橋区防災基本条例、こちらの中に業務継続計画の策定及び検証ということで、第23条第1項に規定がございます。

内容といたしましては、区、行政のほうに業務継続計画の策定を義務づけるとともに、あわせて必要に応じた検証を義務づけており、板橋区においては平成23年度に業務継続計画災害編を策定したということをございます。

以上でございます。

○ 小林博次委員長

これ次の項にも関連をして、またその次の項でも同じことでご議論いただきますが、とりあえず、説明についてご質疑があれば。

(なし)

○ 小林博次委員長

なければ10分程度休憩します。11時まで休憩。

10 : 47 休憩

11 : 00 再開

○ 小林博次委員長

それでは、再開します。

説明について、質問があれば出してください。これ、③条例の骨子づくりについてと関連をしていますので、そちらのところで質問していただいても結構ですが、とりあえず質問があれば。

○ 早川新平委員

今、議会事務局、消防本部、説明をいただいたんですけども、議会事務局の10ページ、ペーパーベースで、主な石油コンビナート地域における条例の整備状況についてという一覧表をつくっていただいたんですけども、これ、半数以上のところが整備状況としてはつくっていないところが多いんですよ。これがなくても現実機能をしておるのか、つくらないとこれが非常に理事者側からしたらまずいのかというところをちょっと教えていただきたい。

○ 青木予防保安課長

予防保安課長の青木でございます。

先ほど石災法の説明の中でも全国32都道府県にコンビナート地域というのがございませ

て、今、議員のほうがおっしゃられたように、制定されているのは千葉県ということでございます。この千葉県の内容につきましても、石油コンビナート等災害防止法その他関係法令に基づく防災対策を行うとともに、さらなる防災対策の推進に努めるもととするという内容でございますので、特段この規定が必要かという、必要ないと思います。以前、自主保安ということで、消防のほうもその辺を、法令以外のものについても指導させていただいておりますので、あえて必要はないかと私は考えます。

以上です。

○ 早川新平委員

ありがとうございます。

先ほど消防本部さんのところでも特定事業者の義務として責務規定等ができていますよね、事業所単位でも。それはどこでもはっきり私はできていると、機能しておると思うんですよ。ただ、その先の有事のときに、こうありますけれども、これが果たして機能するかどうか、僕が一番不安なんですわ、私としては。今回、この防災対策条例調査特別委員会で、四日市の地域柄として石油基地というところが一番重要になってくると思うんですけれども、以前にも身近な市民の自主防災隊というペーパーが自治会を通じて必ず来ているんですけれども、理事者側のほうはこういうものが来ているから、自主防災隊で誘導員どなた、それから連絡員どなたという形で毎年出しているんですけれども、現実には自分がそうになっているということを知らなくて、ペーパーだけ出しているという、有名無実なところが私は一番危惧をしています。これと同じようなところで、つくりました、努めなければならないのか、努めるものとするという努力義務というところが非常に多いので、今回せつかく四日市でこういう条例をつくろうというところで、やっぱりそこまで踏み込んでいかんと、有名無実というか、絵に描いた餅になるということが一番危惧をしています。それは、非常に難しいところやと思う。ここが一番どういうふうに機能させるかということが、究極の目的やというふうに思っています。いろんな有事の際にこういうことはできておったんですけれども、それが機能しなかったということが多々ある。これが機能するためにはどうするかという、せつかく条例を四日市がつくるのであれば、ここが一番、私はほかのところを持ってきても同じようにどこでも当てはまると思うんです。いろんな説明していただいて、そこから先の実施義務とか、機能する、これをどうさせるかというところが一番大事やと思っているので、ちょっとお伺いをさせていただきました。

以上です。

○ 小林博次委員長

答弁はよろしいか。

○ 早川新平委員

はい、結構です。

○ 小林博次委員長

特にないと思うので、3の項に移ります。

それで、3の項は、仮称四日市市防災対策条例、これをつくっていくということで、話題になるんですが、ペーパーを1枚お配りをさせていただきました。

調査研究項目という、これで、ちょっと説明しますと、この前に七つの方策の提言を市のほうにしました。先ほどは、七つの方策の提言に沿ってほかの市で条例があるのかと、こういう事例について今事務局から報告をしていただきました。それで、七つだけでは皆さん方からいただいた提案を議論するところがありませんから、8項目め、7で終わっておるやつに8をつくって、その8の中に石油コンビナートからの防災マップをつくったり、タイムラインを活用したり、それから防災気象情報の活用だとか、それから建築に関しての土質の問題だとか、直下率の問題だとか、そういう話題について、8番目の項目で触れさせていただきたいなど、こんなふうに思っています。

こういう進め方で、条例案そのものもあわせて審査するようにしていきたいなど、こんなふうに思いまして、もう一枚、紙を配らせていただきました。防災対策条例調査特別委員会に条例の中に盛り込む項目についてというペーパーがお手元に配付されてあると思うので、これに例えば、前文についてどうするのか、提案があれば書いてもらう。例えば、条例のここは急所やで絶対外すなよと、そういうふうなことをここへ書いてご提出いただくありがたいなど。余り長く難しく書くとわかりにくいので、簡単にお書きいただいて、それを話題として議論していく、こんなことをしていきたいので、この二つについてよろしくお願いをしたいと思います。

これ、条例の骨子づくりというのはそれでよろしいですか。

(異議なし)

○ 小林博次委員長

だから、あわせて条例案も審査していきますよということを今申し上げましたので、よろしく。

その次、論点として少し整理したいことがあります。

その1番目は、活断層と建築物の地震対策、それから、市内の活断層の状況、被害想定、それから、熊本地震での被害状況と原因分析、原因分析を踏まえた国の取り組み方針、それから、条例による建築規制、事例は徳島県とか福岡市ということがありますが、これについて説明をいただきたいと思います。

○ 蒔田危機管理室長

危機管理室長の蒔田でございます。

委員長のほうからは市内の活断層の状況と被害の想定ということで、お時間を頂戴いたしました。タブレットのほうで、私ども危機管理監の資料の82分の69というページをお開けいただきたいと思います。

ちょうどこちらのほうには紙面でいきますと、ページが打ってございませませんが、67というふうになると思います。66までページを打ってございませるので、続きのページとしては67になると思います。

そちらのほうには三重県の北勢というのが地図上で示されておりまして、ちょうどご覧いただいて、青い線とか赤い線をご覧をいただければと思います。ちょうど、これが活断層の位置でございます。この位置につきましては、三重県のほうで活断層の位置情報を整備したというのが平成17年度でございます。現在、こちらにお示ししたものにつきましては、県のホームページの防災みえのほうにデータがアップされているものを紙及びタブレットで作成したものでございます。

それで、私ども四日市で市域がたくさんこの北勢地方の番号でも二十何番ぐらいから当たるかと思いますが、きょうお付けをした資料の中には活断層のエリアが該当しているところのみ付けさせていただいておりますので、四日市市域でもないところが実はございますので、よろしくお願いをしたいと思います。

まず、1枚めくっていただきますと、82分の70、実はちょうどこちらのほうに凡例がご

ざいます。この図面情報の見方ということで確認をさせていただきます。赤の実線につきましては活断層ということで、地理的な証拠から位置が特定できるものとなっています。

次、赤の破線でございます。位置についてはやや不明確という、ちょっと位置のほうで特定はされていないというのが赤の破線です。

もう一つ落ちまして、次は活断層の伏在部ということで、赤の細かい点々がございます。これについては、土砂の下に埋もれている可能性があって、特定ができないというのが赤の点々です。

それと、あと、下から二つ目の推定活断層ということで、これは青の破線になります。

以上のところを着目していただきながら図面を追っていきたいと思います。

ちょうど次のページには、29番の東坂部町というのがあると思います。

29番の東坂部町でございます。こちらの図面につきましては、一番右の下に赤の破線と点線をご確認をいただけたと思いますので、先ほど申し上げましたような位置が不明確であるとか、土の中に入っているということで、ご確認をいただければなと思います。

続いて、30番の垂坂も同じような見方で見ていただければなと思います。ちょうど赤の実線と青の実線がともにありますので、ご覧をいただけたと思います。

続いて、31番の朝日、これも四日市の一番北の端が少し当たっておりますので、これもほぼ赤の破線と実線が多いと思います。ちょうど今ご覧いただいておりますのは、養老一桑名一四日市断層帯のちょうど四日市側の部分でございます。この断層につきましては、約長さが60km、最新の活動につきましては1586年と言われておりますので、ざっと450年ぐらいはたっているというふうになります。

続いて、35番の小岐須というところへ行きます。

こちらにつきましては、ちょっと断層帯が変わりまして、鈴鹿東縁断層帯の一部がこちらのほうには記載をされておりますので、ほかの図面とはちょっとここだけは断層のグループがちょっと違います。こちらは青の破線になりますので、ほとんど土砂の下に隠れて、ちょっと不明確であるというふうなことでございます。

続いて、38番、東日野という図面ですけれども、こちらのほうは赤の実線の部分と破線、点線、それと青の部分ということで、これも市内のちょうど南北に連なっている断層帯が確認できると思います。

続いて、39の四日市という図面でございます。

これも阿倉川のちょうど南あたりになるとは思います。赤の実線のところと破線のところ

ろが上のほうで確認できると思います。

それで、最後になりますけれども、ちょうど47の鈴鹿という図面をご覧いただきたいと思います。

こちらについては、ちょうど内部地区から河原田地区にかけて、これも同じように南北の流れになります。破線であるとか、青のところは先ほど申し上げました土砂の下ということで、ちょっと場所のほうは確定されておられません。南部につきましては実線の部分が見受けられませんので、ちょっと正確な場所の把握が困難かなと思います。

続いて、ちょっとタブレットをもう少し送っていただきまして、82分の79というところへ、ちょうど紙では77ページとなります。ちょうど活断層の被害想定ということで、こちらをお示しさせていただきました。

こちらにつきましては、地域防災計画の中にもお示しをさせていただいておりまして、私どもの地域防災計画では、ちょうど中ほどに既往地震の調査を整理するということで、南海トラフ、海溝型で発生する地震と2)の内陸の活断層、直下型による地震ということでグループ分けをちょっとさせていただいて、この後ご説明させていただきますけれども、南海トラフ、海溝型で起こる部分については過去最大クラスというのと、理論上最大という二つのケース、それと内陸のほうの活断層のほうの部分につきましては、養老―桑名―四日市断層帯、それと、布引山地東縁断層帯と頓宮断層の三つを一応想定しております。

タブレットをあと1ページ送っていただきますと、こちらにつきましては、被害の様相ということで、被害の想定がちょうど絵表示、カラーで出ておるとと思います。ちょうど養老―桑名―四日市断層帯がちょうど上の段の真ん中にございます。両サイドに比べてちょうどオレンジ色とか赤が非常に目立っているのがご確認をいただけるとと思います。当然ながら強い揺れが見てとれますし、それに伴う被害が甚大であるということも想像できるかと思えます。

タブレット、もう一ページ送っていただきますと、次のところには、被害の中でも液状化というテーマでちょっと捉えた図がございます。

液状化につきましては、先ほどの図面と比較しまして、物すごく顕著な差があるかというところではなくて、液状化はいろんな地震でも当市については襲われてしまう、危惧はされるというふうな部分でございます。

タブレット、もうあと1ページ、最終ページとなります。

こちらのほうについては、数字ではございますけれども、被害想定ということで、ご説明を申し上げたいと思います。一応ちょうど五つの被害想定ということで、させていただいておりますけれども、ちょうど真ん中の③が養老一桑名一四日市断層帯の被害の状態を記載させていただいております。最大震度は7、死者の欄を見ていただくと、重傷者も同じですけど、合計等を見ていただきますと、一番ひどいなというのが多分ご確認をいただけるとと思います。

軽症者も含めて一番その被害が甚大である、人的な被害が甚大である。それと下のほうに建物の被害につきましても同様、揺れで3万9000棟を初め、合計5万5000棟の建物が被害を受けるだろうというふうに被害想定がなされています。

こちらにつきましては、以上でございます。

○ 小林博次委員長

ありがとうございます。

何か質問があれば。

(なし)

○ 小林博次委員長

それでは、都市整備部のほう先に説明してもらおうと。

○ 伊藤建築指導課長

建築指導課、伊藤でございます。

私のほうからは、熊本地震での被害状況と原因分析を踏まえた国の取り組み方針というところで、タブレットのほう、05の都市整備部を開いていただきますようお願いいたします。よろしいでしょうか。

熊本地震での被害状況と原因分析を踏まえた国の取り組み方針等というところで、内容としましては、①の建築基準法の耐震基準の主な変遷というところと、②としまして、国土交通省による熊本地震の被害分析という2点について説明させていただきます。

タブレット7分の2ページ、次のページをご覧ください。

建築基準法の耐震基準の主な変遷としまして、主だった地震、耐震に関する構造既定の

変遷を示してございます。

まず、昭和25年に建築基準法が制定され、震度5強程度の中地震に対してほとんど損傷しない耐震性能を確保することを目的として構造計算の方法が定められました。

また、木造建築におきましては、壁量の規定が定められました。昭和25年当時の基準は、現行基準と比較して劣る点も多く、この表に弱点として①から④まで示してございます。

次に、昭和56年、この56年に新耐震基準が導入されまして、震度6強から7程度の大地震に対してほとんど倒壊しない耐震性能の確保を目的に構造計算の2次設計というものが導入されました。

木造建築におきましては、昭和25年の弱点の一つ①である耐力壁の少なさを補うために、必要壁量の基準の強化が図られました。

次に、平成12年ですが、性能規定化として、限界耐力計算という計算方法が定められました。

木造建築におきましては、昭和25年の弱点であります②、③、④を補うために耐力壁のバランスの良い配置や柱や筋交い等の接合金物、基礎等の仕様が明確化されました。

次のページ、タブレット7分の3をご覧ください。

これ以降の資料は、国土交通省から出されたものでございます。木造建築物の被害の状況ですが、これは、昨年の熊本地震で震度7が2回計測されました益城町の中心部の建物被害の著しかった地域で、日本建築学会が悉皆調査をし、その結果を分析したものです。

左下の建築物の倒壊率の分布図、こちらでは、緑色が倒壊率ゼロで、黄色、オレンジ色、赤色、茶色と色が濃くなるにしたがって、倒壊率の高いものを示しています。

ご覧のように赤色やオレンジ色が帯状に分布してしまっていて、この分布図の下側に川があるんですけども、この川沿い付近に活断層が通っているということから、この被害状況は活断層の影響によるものではないかと思われれます。

次に、右下の木造建築時期の被害状況という帯グラフなんですが、耐震基準の改正時期に合わせて、建築時期別に区分して被害状況を分析したものが示してございます。赤色が倒壊、オレンジ色が大破、黄色が中破、小破を示してしまっていて、左から旧の耐震基準として昭和56年5月までの帯グラフです。次が新耐震基準、その次が現行法の適用された時期以降に建てられたものの被害状況で、一番右側は木造全体のものを示してございます。昭和56年5月以前の旧耐震基準の木造建築物における倒壊率は28.2%ありまして、新耐震基準の建築物の倒壊率8.7%、平成12年6月以降の現行規定の建築物の倒壊率2.2%と比較し

て顕著に高かったのがわかります。

次に、次のページ、タブレット7分の4ページをご覧ください。

旧耐震基準の木造建築物の倒壊の原因分析としまして、旧耐震基準と新耐震基準の木造建築物で、倒壊率に顕著な差があったのは、新耐震基準は旧耐震基準の約1.4倍の壁量が確保されているためと考えられるというふうにあります。

さらに、住宅性能表示制度の等級3の住宅は、新耐震基準のさらに約1.5倍の壁量が確保されていることから、大部分が無被害でありました。

結果としまして、存在壁量が多い新耐震基準は、旧耐震基準と比較して地震に対する倒壊防止に有効であったと、旧耐震基準のものは耐震化の一層の促進を図ることが必要であると、このように示されております。

また、より高い耐震性能を求める場合には、住宅性能表示制度の活用が有効であると示されています。

次のページ、タブレット7分の5ページですが、新耐震基準の木造建築物の倒壊の原因分析としまして、新耐震基準導入以降の建築物で、倒壊した77棟の被害要因の分析を行ったところ、現行規定の仕様となっていない接合部のものが73棟あったということが確認されています。

また、接合部の仕様が規定された平成12年6月以降の建築されたもので、倒壊した7棟の被害要因は、接合部の施工不良等によるものが3棟あり、そのほかは著しい地盤変状や局部的に大きな地震動が作用した可能性があるものが4棟あったとのことです。

まとめとしまして、新耐震基準導入以降のものについては、接合部の仕様が不十分であったものに倒壊が多く、こうした被害の抑制に向けた取り組みが必要としています。なお、地盤の影響については、引き続き調査を行うとされて、示されてございます。

次のページ、タブレット7分の6ページですが、木造以外の建築物の倒壊の状況と原因分析ですが、新耐震基準導入以降の鉄骨造建築物で倒壊したものは、地盤等の崩壊や隣接建物の衝突によるもののほか、接合部の溶接不良など、新耐震基準を満たしていないものがあったということです。

また、鉄筋コンクリート造は、新耐震基準導入以降のもので倒壊が確認されたものはなかったとあります。

こういったことから、構造計算に用いられる地震地域係数というものは、倒壊したか否かに影響を与えたものではないと分析されていまして、旧耐震基準の鉄骨造、鉄筋コンク

リート造の建築物については、耐震化の一層の促進を図ることが必要であるとまとめられています。

次に、タブレット7分の7ページをご覧ください。

被害の原因分析を踏まえた主な取り組み方針としまして、1番の倒壊防止のための取り組み方針では、現行の耐震基準については、有効性が確認できたため、規定の強化をするのではなく、既存ストックを含め、現行基準の耐震性能の確保を目指すこととしています。旧耐震基準の建築物は耐震改修や建て替え等の促進や新耐震基準で平成12年以前の木造建築物は、リフォーム等の機会を捉え、接合部等の状況を確認することを推奨していくと示されています。

2番の機能継続のための取り組み方針としまして、建築基準法遵守に加えて、ニーズに応じて高い性能の確保を目指していくとして、住宅性能保証制度の普及を推進していくと示されています。

私からの説明は以上です。

○ 小林博次委員長

ありがとうございます。

説明に対してご質疑があればしてください。

○ 早川新平委員

せっかく都市整備部さんに来てもらったので、私が心配しておるのは跨線橋とか、その対応というか耐震なんていうのはどの辺ぐらいまでなのかというのは、ここにはちょっと説明はなかったんですけど、公共の。例えば国道やったら国になるのかもわからんけれども、それ以外、市管轄とか、そういった橋梁とか、その耐震基準、例えばここまでやったら大丈夫なんですとかいう一つの目安においてされているのかなということをちょっと教えていただきたいんですけど。

○ 山本都市整備部長

都市整備部の山本でございます。

我が市道における耐震補強の状態ということでございますが、今、精力的に進めさせていただいているのは、跨線橋の部門でございます。今、塩浜の塩浜跨線橋、そして川島の

小生跨線橋あたりのところを順次対応させていただいております。

そのほかの橋梁につきましても、長寿命化計画、やはり老朽化というか建築後年数が経った橋梁もございますので、例えば生桑橋あたりにつきましては、その辺は抱き合わせて施工させていただいておる段階でございます。おおむね、落橋防止やら、その辺はしておりますので、発災してもすぐにといいところはないとは思いますが、今のところそういうような耐震化と長寿命化の計画を抱き合わせながら進めさせていただいておるのが現状でございます。

以上でございます。

○ 早川新平委員

ありがとうございます。

市の範疇ではないかもしれんけれども、緊急輸送道路とか、必ずそれがあって、国道なんて絡んできますやんね。そうすると富田の国道1号の陸橋なんていうのは見るから非常に弱そうやと見えているんやけれども、そういったところはこういうところで緊急輸送道路、この道路を使うとかそういったことができなくなる可能性があるのであれば、やっぱり国との連絡も早急にやっていただかないと絵に描いた緊急輸送道路が寸断されてしまったりする可能性があるのであれば、それに対する対応はやっぱりとっていただかないと現実には物資とか、そういう配送にも影響があると思うんだよね。そこの連携というのがありますか。

○ 山本都市整備部長

ご指摘の点は、国道1号のJR線を越えている部分の富田跨線橋の部分だと思います。

これにつきましては、過去に調査委員会等も設置されまして、調査していただいた経緯もございます。その報告結果としては、耐震性は担保されているというのが国土交通省からの連絡なんですけど、やはり素人目線と申しますか、市民目線で申し上げますと昭和の一桁ぐらいに設置された橋というふうに、ちょうど年数は忘れてしまいましたので、申しわけございませんが、やはりちょっと年数が経ち過ぎているというのは誰しも感じるところでございますので、いろいろメンテナンス協議会とか、そういうような長寿命にかかわる協議会の中では、やはり緊急輸送道路であるこの部分については、やはり四日市市民が心配するところであるというところで、会議があるたびに申し上げているのが現状でございます。

す。

私からは以上でございます。

○ 小林博次委員長

よろしいか。

○ 森 康哲委員

さっきの答弁の中で、国土交通省は大丈夫だという判断をしているというふうに聞こえたんですけども、市としてはそれで大丈夫なの。

○ 山本都市整備部長

あの跨線橋につきましては、一応国土交通省はそうやって言っておられます。ただ、やはり疑義があるというわけではございませんが、やはりあの部分については対策を講じていただくべき部分だという認識でおります。もちろんこれはJR線の複線化電化のほうの期成同盟会のところとあわせまして、いろいろ国土交通省に要望というか、意見を申し上げさせていただいているのが現状でございます。

○ 森 康哲委員

そもそも昭和一桁台のコンクリート建築自体は、もう70年経っているわけですね。そういうコンクリート建築に対しての一般的な知識で見ても、今早川委員が言われた一般市民が見てもどうなのかと疑義があるものだと思いますので、その辺はやっぱり市としては緊急輸送道路として使用するのには、国道1号は指定されているわけですね。であるなら、国土交通省に再度確認を求めて、きちっとした回答を求めた上で、市の対策を講じるべきだと思うので、この辺、もう一度答弁をお願いします。

○ 山本都市整備部長

私自身も森委員の発想と同じことを思いまして、国土交通省に意見を申し上げたことがございます。そのときに回答としてはラーメン構造体で耐震性を有しているという回答だったものですから、この場でも同じことを申させていただいております。ただ、途中でも申し上げましたように、やはり年数の経っている構造物でございますので、やはり適切な

対応をしてほしいというのが四日市市を代表させていただいて申し上げているのが現状でございます。

○ 森 康哲委員

ラーメン構造体というのがどれぐらいの耐用年数なのかはちょっと私はわからないので、数字で出させていただくようにお願いします。

○ 山本都市整備部長

国土交通省三重河川国道事務所のほうで資料の提供を求めさせていただきたいと思いません。

○ 小林博次委員長

そんなところですか。

全ての問題については、また議論の過程で取り上げて論議したいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。きょうのところ、活断層の状況、断層の関連で何か資料請求があれば出してください。

それから、建築基準法、都市整備部の関係で資料請求なんかがあれば出してください。なければ、それぞれ委員のほうから議論していただくというテーマの中に入れていただければ、その都度調査をし、答えを出していくように、そんな取り扱いをしたいと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、最初、1、2回の議論の中にございましたけれども、専門的な意見も聞く必要があるのではないかと、こういうことがありましたから、できれば名古屋大学の減災連携研究センターの、所長は誰かな。

(発言する者あり)

○ 小林博次委員長

福和伸夫教授がセンター長をしていますから、そういうあたりの話を聞かせてもらった、場合によってはセンターを視察させてもらう、そんなことを入れたいなと思ひていますが、そんなことで、また意向を聞いて、対応したいと思ひますが、よろしいですか。

(異議なし)

○ 小林博次委員長

では、そんな対応をさせていただきます。

それでは、この3の項で、事務局から事例の研究した成果発表があるそうで、説明願います。

○ 一海議会事務局主幹

議会事務局、一海でございます。

先ほど3の事項の中の条例による建築規制ということで、徳島県と福岡市の事例のご説明をさせていただきたいと思えます。

タブレット02議会事務局、こちらの113分の85ページ、こちらをお開けください。紙資料のほうは82ページでございます。

まず、タブレット113分の86をお開きいただきますと、こちらにはこの条文の構成が図で示されております。

徳島県では、中央構造線活断層帯といいます日本有数の活断層を震源とする直下型地震による甚大な被害が危惧されておりました、平成24年12月にこの条例の制定の際には、震災対策の総合的、計画的な推進に向けた、この基本条例の中の一部に活断層付近での土地規制、土地利用についての条項を設けてございます。

この図でいきますと、左下の予防対策、第16条から第61条とこの中に盛り込まれておりました、紙資料でいきますと100ページの中段、第2章予防対策、第6節、条文でいきますと、第55条から第61条までが該当する条文となっております。

タブレット、ページを少し飛ばしていただきまして、113分の90をお開きください。

真ん中から下段でございますけれども、中央構造線活断層帯に係る土地利用の適正化、こちらをご覧ください。

条例では、まず活断層の位置に関する調査が必要な区域を特定活断層調査区域として県が指定いたします。これは第55条の規定に基づいたものでございます。複数の活断層が連続して走る中央構造線活断層帯のうち、これまでの国の研究などで位置が明確になっている部分の活断層について、その活断層を中心に幅40mを区域と指定しまして、県の防災の

ホームページ上に地図を公開しております。その指定された区域では、多数の人が利用する建築物、あるいは、危険物を貯蔵する施設、条例のほうでは第56条のほうに特定施設という形で定義されておりますけれども、これらの新築等を行う場合には、活断層の位置を確認して、直上を避けなければならないという内容になってございます。

タブレット113分の91をご覧くださいますと、この特定活断層調査区域内で特定施設を新築等する場合には、県に届け出が必要ということで、特定施設を新築しようとするものは、まず、事前に県への届け出、協議を行った上で、事業者が活断層調査を行った後、工事着手、または完了して、また改めて県に届けるというような大まかな流れとなっております。

一番ページの下、米印にもありますが、無届けや未調査、直上を避けない場合など、勧告ですとか、公表の対象となることも条例の規定の盛り込まれております。

タブレット、次のページ、113分の92をご覧くださいますと、規制の対象となる一定規模以上の特定施設、こちらが記載されております。ご覧のほういただければと存じます。

次に、福岡市、こちらのほうはタブレットのみでご説明させていただきたいと存じます。113分の109ページをご覧ください。

こちらのほうでございしますが、活断層付近における建築物の建築に係る規制を条例で定めている徳島県の手法とはまた別の手法を用いた事例として福岡市の建築基準法施行条例、こちらの資料をご準備させていただきました。

一番上、1、趣旨にありますように、福岡市は警固断層という国が長期評価を行った比較的発生率の高い断層が福岡市の中心部を横切っております。この警固断層付近の一定の区域内で新たに建築する一定規模以上の中高層建築物について、国が定める耐震基準を上回る性能基準を満たす建築物を建築するように市の条例で法に上乗せしている形の事例でございまして、耐震性能を条例で強化してございます。

その下、2、背景といたしましては、平成17年に発生した福岡県西方沖地震を踏まえて検討が加えられ、平成20年10月から改正条例が施行されております。

改正の概要、3につきましては、ご覧のとおりでございます。

先ほどの説明と重複いたしますが、国の耐震基準を条例で上乗せしているというのがポイントであろうかと思えます。

タブレット、次のページ、113分の110をご覧ください。

4、改正の内容についてですが、（1）にありますように、条例の適用地域を①から③

に記載の区域に設定しております。一定の区域を指定しております。

その下の（２）につきましては、条例の対象となる建築物は、20mを超える建築物を新築改築しようとする場合としておりまして、構造計算の際に使用する地域係数を国が定める0.8、福岡県は0.8なんですけれども、それから1.25倍の1.0にするという努力義務規定としております。

地域係数というのは、地域ごとに地震の起こる可能性の高低によって国が告示しており、1.0から0.7まで地域によって構造計算の際に使用する係数を定めておりまして、福岡市は国の定めで比較的これまでは地震が少ない地域ということで、0.8となっております。これを条例で1.0にしようとするものであります。

ちなみに、三重県は1.0、熊本県は、市町村によりましてけれども、0.8か0.9であったということがございます。

また、（３）には、建築計画概要書への記載の義務づけということで、そういう性能を満たしているかどうか、条例に適合しているかどうかを市民に情報提供できるような規定となっております。

以上でございます。

○ 小林博次委員長

ありがとうございます。

質問がございましたら、余り時間はありませんが。

○ 早川新平委員

霞大橋、リダンダンシーで霞4号幹線をつくっておるけれども、ことがあったときに、霞大橋が落橋したら消防なんか行けへんやろ。そういう対策ってできてんの。あそこの対応、例えば、なぜ私お伺いしたかということ、霞のコンビナートは、液状化であっても100%で非常に大きいと思っておるんですよ。埋め立てやから。シドニー港道路を見てもらってもわかるように。だから、そういった有事のときにその対応策で霞大橋というのは一つの命綱のところなんだけれども、あそこの対応というのもさっきの跨線橋の話の続きになるんやけれども、どの程度までは大丈夫なのかという想定はされています。

○ 山本都市整備部長

霞大橋につきましては、伺っておる範疇になりますけれども、十分耐震性を有して、なおかつ出島との唯一の通路というところで、いろんな対策は講じられているというふうに伺っております。ですから、多分、橋台と道路との段差が起こることが一番、委員ご指摘のように液状化がございますので、その対策を応急処置して、陸側から消防体制を乗り込むというのが現状における対応だと思います。この霞4号幹線が完成すれば、リダンダンシーとして二つになりますので、そのようなところは当然対応されているものだと思いますので、来年3月に完成すると伺っておりますので、その辺の対応はできるものというふうに理解しております。

○ 市川消防本部理事・副消防長

消防本部、市川でございます。

霞大橋が落ちた場合というところなんですけれども、先ほど予防保安課長のほうからも少し説明がありましたように、石油コンビナート等災害防止法の中では、一定の規模以上の石油コンビナート事業所には、消防車であるとか、そういったものも設置を義務づけております。実際に、その消防車を置いてございますのが、霞共同事業に3点セットがある、それから、東ソーさんであったり、KHネオケムさん、それから中部電力さんのほうにも消防車が置いてある。一つの消防署があるというふうにも捉えていただいてもいいんじゃないか、一時的なしのぎはそこで対応していただけるんじゃないかなというふうには思っております。

以上でございます。

○ 早川新平委員

それ説明していただいたことは私らもわかっておるんですけども、それだけで済めば大したことはないと思うんですけども、最悪を考えていくと、やはり応援部隊、山本部長がおっしゃったような必ずそれは2次出動とか3次出動が出る可能性もあるので、お伺いをしました。山本部長が多分大丈夫やと思いますと言うんですけども、震度幾つでここまでの揺れやったら完璧なんですということを四日市市民というのは、やっぱりそれが安心なんです。だから、そういったところで、理事者側が大丈夫だと思いますなんていうのはちょっとやっぱりやめてもらって、これからはよろしく願いたします。

以上です。

○ 小林博次委員長

ありがとうございます。

○ 樋口博己委員

福岡市のほうなんですけど、地域係数で福岡市が0.8に指定されていて、条例で1.25倍で1.0まで上げているということなんですけれども、これはやはり法律の上限が1.0なので1.0までは条例で上乘せできるという考え方でいいんですよね。だから、1.1は法律の上限を超えるからできないという考え方でいいんですか。

○ 伊藤建築指導課長

基本的には、国の告示で示されておるのは、委員おっしゃられるように1.0がマックス、最大なんですけれども、ちょっと正式な資料、今手元にないんですけれども、静岡県の方で1.0を超えるものを持っているという情報もありますので、またそこら辺は再度ちょっと確認のほうをしたいと思っております。

以上でございます。

○ 小林博次委員長

ほかに。

(なし)

○ 小林博次委員長

とりあえずきょうのところはこんなところで留めていただけますか。

また、資料請求があれば今出していただいても、後でも結構ですが、出してください。

それでは、その4の項に移ります。

行政視察の日程として、第1案として10月30日から11月1日、第2案として10月23日から25日、この2案を出させていただきましたが、行き場所とか、できれば熊本市を一遍見たいなど、途中でどこかへ寄る、行き道か帰り道か。

(発言する者あり)

○ 小林博次委員長

この第2案でどうです。どっちかで決めさせてもらいたい。

第1案で行けやん人、第2案で行けやん人は。

(賛成者挙手)

○ 小林博次委員長

そうしたら、第1案の10月30日から11月1日、この案を採用させていただきます。

行き場所について希望があれば出してください。なければ1、2案見繕って提案させていただきます。よろしいか。

(異議なし)

○ 小林博次委員長

それじゃ、第1案ね。よろしくお願いします。

きょうのところはこの程度に留めさせていただきます。

それから、次回の日程について、7月6日午後1時半、これが確定しています。それと第5回が8月16日の午前か午後、または8月17日午前10時、この第5回の案はどうですか。16日の午前か午後、都合の悪い人。

(賛成者挙手)

○ 小林博次委員長

どっちが悪いんですか、両方とも。

(「両方」と呼ぶ者あり)

○ 小林博次委員長

両方。17日は。

そうしたら8月17日午前10時、これが第5回。

それから第6回目、第6回が8月24日の午後1時半か8月29日の午後1時半。

24日都合の悪い人。

(賛成者挙手)

○ 小林博次委員長

1人。

29日都合の悪い人。

よろしいか。

(賛成者挙手)

○ 小林博次委員長

それじゃ、8月29日に第6回を午後1時半からさせていただきます。

決定させていただいて、きょうの事項は全部終了しました。どうもありがとうございます。

11:55 閉議